



お知らせ

日田市小規模修繕業務等業者登録申請受付について

市が発注する小規模な修繕契約のうち、小額で内容が軽易な契約(30万円以内)を希望する人は、事前に登録をしてください。

- 登録業種 大工、左官、屋根、内装、電気、管、建具、ガラス、塗装、畳、とび、板金、その他

市内に主たる事業所を置き、日田市公共工事建設業者等指名参加資格者名簿に登録されていない人

市税の滞納のない人
※登録をした人は、市が発注する小規模な修繕等の契約の際の見積業者選定の対象となりますが、見積りや契約を約束するものではありません。

申請期間 2月1日(月)～3月12日(金)
午前9時～午後4時30分
(土・日曜日、祝日は除く)
※その他の期間も随時受付を行います
※登録は申請月の翌月の1日からとなります。

有効期間
受付年の4月1日から翌年の3月31日まで

申請方法
提出書類に必要事項を記入の上、左記に持参
※登録申請書及び案内は、左記及び各振興局に備え付けています。

契約検査室工事契約検査係
☎08520 (市役所2階)

全国瞬時警報システム情報伝達試験

市では、全国瞬時警報システムJ・ALER(T)(ジエイ・アラート)を使用した試験放送を実施します。
※とき 2月17日(水) 午前11時頃
※気象状況等によって中止する場合があります。

防災・危機管理課防災・危機管理係
☎08363 (市役所4階)

日田市選挙管理委員会委員が選任されました

日田市選挙管理委員会委員、補充員に左記の人が選任されました。

- 【選挙管理委員会委員】
・委員長 織田壯太郎氏
・委員長職務代理者 立花靖邦氏
・委員 合原真知子氏
・委員 森山大二郎氏
【補充員】
・渡邊孝章氏 小金丸弘隆氏
・戸田智子氏 財津文憲氏

任期 令和6年12月21日まで
選挙管理委員会事務局選挙係
☎08209 (市役所7階)

大分県交通災害共済加入受付開始

大分県交通災害共済の令和3年度加入申込みを2月から開始します。交通災害共済は一人年間360円の掛金で、万一の時にお互いに助け合う

申込先 日田市日本語教室(河崎)
☎090・3413・2972
※内容を変更することがありますので、詳細は左記にお問い合わせください。

社会教育課生涯学習推進係
☎06868 (アオーゼ内)

出張えんむす部

県が実施する会員制のお見合い(1対1)の会員登録ができます。
※とき 2月28日(日)
午前11時～午後5時

アオーゼ2階 第3会議室
業務内容
・お見合い会員登録
・お相手検索
※事前申し込みが必要です。
※詳細はOITAえんむす部出合いサ



健康・福祉

高額介護合算療養費のお知らせを送付します

高額介護合算療養費とは、毎年8月から翌年7月までの1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が基準額を超えた場合に、その超えた額について支給される制度です。大分県後期高齢者医療制度の被保険者で支給が見込まれる人に、高額介護合算療養費の通知文書と支給申請書を2月に送付します。

申請に必要なもの
支給申請書、お知らせの文書、印鑑、介護保険被保険者証、本人・口座情報・マイナンバーを確認できるもの(運転免許証・マイナンバーカード・通帳等)

申請場所 健康保険課、各振興局
大分県後期高齢者医療広域連合
☎097・534・1771
健康保険課国保・年金係
☎08271 (市役所1階)

2月は児童手当の支給月

10月から1月までの児童手当を振り込みますのでご確認ください。

支給日 2月5日(金)
※振り込みの時間は、金融機関によって異なります。
※現況届が未提出の場合は支給が差止めになりますので、早急に提出してください。

子ども未来課家庭支援係
☎08292 (市役所1階)

2月は特別障害者手当・障害児福祉手当の支給月

11月から1月までの特別障害者手当・障害児福祉手当を振り込みますのでご確認ください。

支給日 2月10日(水)
※次のような場合は手当が支給できなくなりますので、左記に必ず届け出てください。
・受給者が死亡又は市外に転出した
・病院等(診療所及び介護老人保健施設を含む)に3か月以上継続して入院した
・福祉施設(介護老人福祉施設や障がい者支援施設など)に入所した

社会福祉課障害福祉係
☎08290 (市役所1階)

オレンジカフェひた開催

最近物忘れが気になる等の不安や悩みを抱えている人は、お気軽に相談してみませんか。
※とき 2月27日(土) 午後2時～4時
※ところ 花月園 新館

令和3年度「広報ひた」等文書送達委託業務入札参加者参加資格

市内で配送業を営む法人で、一般貨物自動車運送事業の許可及び貨物軽自動車の届出を行っていること
・市内の各自治会等170か所に、おおむね2回(年24回)、配送が可能
・市役所及び人員を保有していること
その他、市が定める要件を満たしていること

申込方法 左記に備付けの申請書に必要事項を記入の上、提出
※必要書類は市ホームページからダウンロードできます。
※申込期限 2月26日(金)
※詳細は左記にお問い合わせください。

地方創生推進課シヤールス係
☎08627 (市役所6階)



人権コラム 心、豊かに 心の中の「鬼」

今年の立春は2月3日で、その前日の2月2日が節分の日となります。皆さんは「節分」と聞いてどんなものを思い浮かべるでしょうか。近年では「恵方巻」なども有名になってきましたが、やはり「鬼は外、福は内」の掛け声で行う豆まきを思い浮かべる人も多いのではないのでしょうか。

ところで、外に追い出す「鬼」とは何を指すのでしょうか。それは「目には見えない良くないもの」であり、病気や事故、災害といった「災い」を指す一方で、人の心の中にある「負の感情」についても「鬼」とされてきました。

また、仏教には「五蓋」という修行を邪魔する5つの煩惱を指す言葉があります。それぞれ5つの煩惱に対応した色があり、鬼の色にも同様の意味があるとされています。鬼と言われて一番イメージされるであろう赤は「貪欲：強い欲望」を表し、青は「瞋恚：悪意や怒り、憎しみ等」の意味があり、その他にも黄色(白)は「掉挙・悪作：心の浮動・後悔」、緑は「惛沈・睡眠：倦怠・眠気」を、黒には「疑：疑いの心」といった意味があるのです。

このように、古くから私たちは負の感情と向き合ってきました。しかし、心の鬼がいなくなったわけではありません。誰であっても日常のふとした瞬間に出会うことがあるのです。

例えば、新型コロナウイルス感染者が出たという情報を聞いたとき、「どこの誰だろう」と思ったことはないでしょうか。

誰が感染しているもおかしくない中で、いつ、誰が感染しているかを詮索したり、感染した人の行動を責めたりすることは、もし症状が出て、言い出せない雰囲気生まれてしまい、余計に感染が広まってしまう危険性があります。

心の中の鬼は簡単に「外」に出すことはできません。しかし、上手く折り合いをつけることで、心の内にも「福」を呼び込めるのではないのでしょうか。

人権啓発センター
☎08017 (市役所別館1階)